

## 【2. 理事会で定めなければならない細則－④】

### 専務理事の業務に関する細則

※ 定款第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

#### (総則)

第1条 定款第21条第2項に規定する専務理事の業務は、この細則の定めるところによる。

#### (専務理事の業務と事務局体制)

第2条 専務理事は、事務局を構成し、事務局員に事務を分担させ業務を執行する。

2 事務局を次の5部とする。

- ① 庶務部
- ② 事業部
- ③ 組織活動部
- ④ 編集部
- ⑤ 財務部

#### (事務局員の構成)

第3条 前条に定める各部には、部長1名、副部長2名、部員若干名をおく。

2 部長及び副部長、部員は、正会員の中から会長が委嘱する。

#### (各部の業務内容)

第4条 各部が分掌する業務内容は、次のとおりとする。

##### (1) 庶務部

- ① 文書の收受発送に関する事
- ② 諸会議の開催に関する事
- ③ 諸会議議事録の作成に関する事
- ④ 諸表簿の整備保管に関する事
- ⑤ 会員の異動状況調査に関する事
- ⑥ 会員に対する慶弔事務に関する事
- ⑦ 新入会員の受付に関する事
- ⑧ その他、他部に属さない事務に関する事

(2) 事業部

- ① 「北師」の発行に関する事
- ② 教育文化に関する図書発行に関する事
- ③ 会員名簿発行に関する事
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業に関する事

(3) 組織活動部

- ① 講習会、講演会、研修会の企画・運営に関する事
- ② 本会ホームページに関する事
- ③ 各地区の組織強化、会費納入率向上に関する事
- ④ 教育文化資料集の頒布と見直しに関する事
- ⑤ その他、組織活動に関する事

(4) 編集部

- ① 広報紙「純剛」発行に関する事
- ② 「教育関係者名簿」発行に関する事
- ③ その他、編集業務に関する事

(5) 財務部

- ① 法人の収入、支出の事務に関する事
- ② 公益目的支出計画の執行に関する事
- ③ 財産管理に伴う事務に関する事
- ④ 北師会館の運営に関する事
- ⑤ 北師会館の収入、支出に伴う業務に関する事
- ⑥ 北師会館の施設、設備の管理に関する事
- ⑦ 従業員の管理に関する事
- ⑧ その他、財務に関する事

附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。